

議題 1

議案第 22 号

令和 7 年 5 月 20 日提出

令和 8 年度使用広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）における学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択基本方針について

このことについて、別紙案のとおり定める。

令和8年度使用広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）における学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針（案）

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合した教科用図書を採択する。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

- (1) 内容の特徴・程度
- (2) 内容の構成・配列・分量
- (3) 内容の表現・表記
- (4) 印刷・製本の状態

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

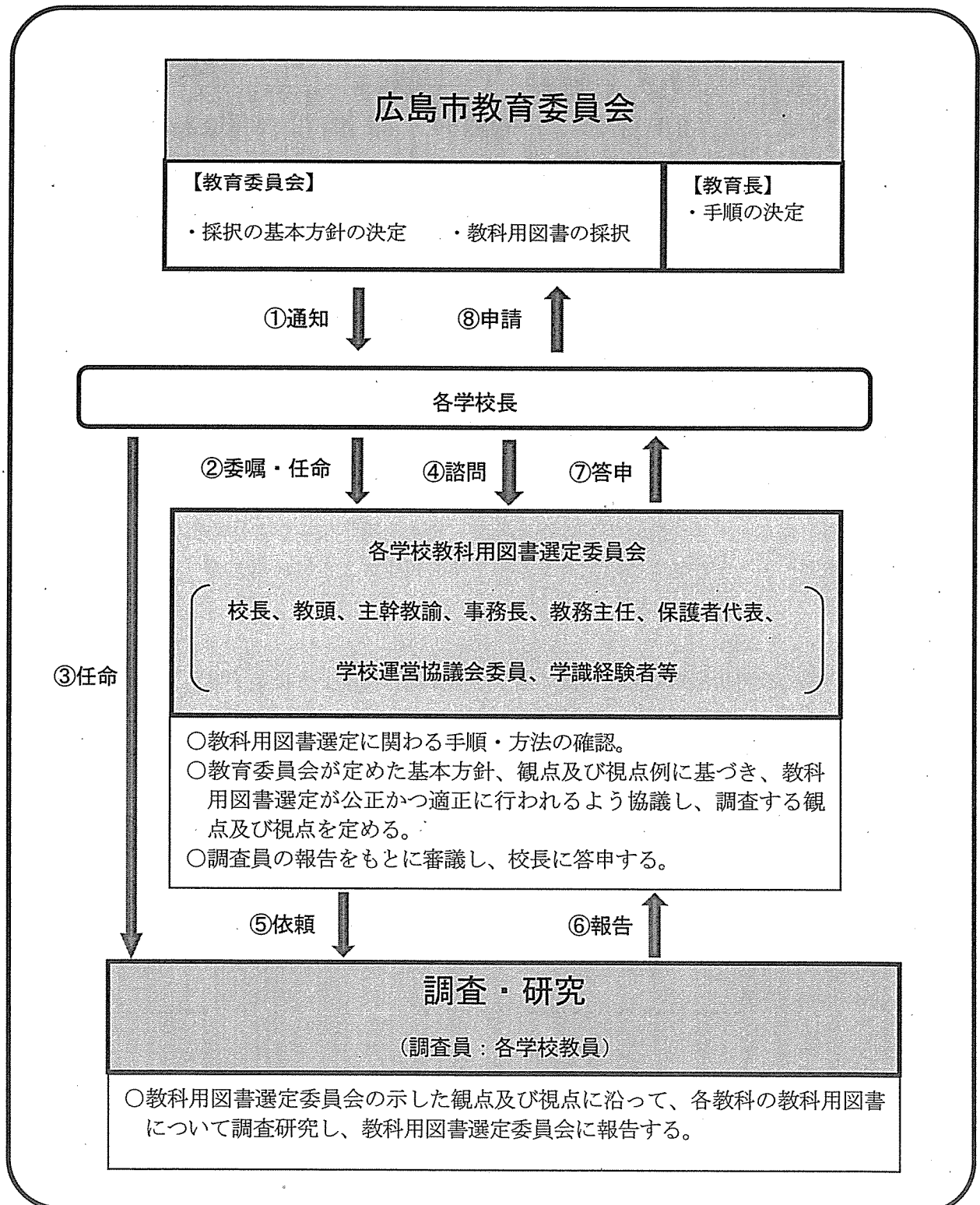
3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

令和 8 年度使用広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）における
学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択の手順（案）

- 1 教育委員会は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長（以下「校長」という。）に、採択の基本方針及び採択の手順について通知する。
- 2 校長は、校内に「令和 8 年度使用教科用図書選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、特定の教科書発行者と関係を有していない者であることを確認した上で、選定委員を委嘱または任命する。
- 3 校長は、教科用図書を調査するため、特定の教科書発行者と関係を有していない者であることを確認した上で、教科ごとに調査員を任命する。
- 4 校長は、採択の候補となる教科用図書について選定委員会に諮問する。
- 5 選定委員会は、教育委員会が定めた「採択の基本方針」及び教科用図書を調査する観点及び視点例に基づき、教科用図書を調査する観点及び視点を定め、調査員に調査研究を依頼する。
- 6 調査員は、選定委員会が示した観点及び視点に沿ってすべての教科用図書を調査研究し、選定委員会に報告する。
- 7 選定委員会は、調査員の報告をもとに審議し、採択の候補となる教科用図書について校長に答申する。
- 8 校長は、選定委員会の答申を受け、採択の候補となる教科用図書について教育委員会に申請する。教育委員会は、校長の申請をもとに審議し、教科用図書を採択する。

広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）における
学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択の手順



広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）用教科用図書の採択のスケジュールについて

採択年度 学校種別区分		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
小学校の採択				○				○		
中学校の採択					○				○	
別 特 支 別 援 支 学 援 校 学 の 級 採 及 択 び 特	小学部用 ☆本 ※1			○				○		
	中学部用 ☆本 ※2				○				○	
	一般図書 ※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 小学部用☆本・・・文部科学省著作教科書（特別支援学校小学部知的障害者用）

※2 中学部用☆本・・・文部科学省著作教科書（特別支援学校中学部知的障害者用）

※3 一般図書・・・学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項】

法令の定めにより、4年間同一の教科用図書を採択する。ただし、その間に学習指導要領の改訂がある場合は、その限りではない。なお、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除く。